

国名	マレーシア			
公的年金の体系	制度	対象	給付	備考
	公務部門の年金 EPF	公務部門 民間部門	終身年金・一時金 有期年金・一時金	全額公費負担 原則公費負担なし (公務部門も任意加入ができる)
被保険者 (◎強制 △任意)	公務部門◎ (ただし, EPFへの任意加入か公務部門の年金への加入かを選択できるという規定がある) 民間部門◎ (自営業者等は△)			
保険料率 (拠出率)	公務部門 EPF	17.5% (全額公費負担) 事業主12%, 被用者8% (2009年1月現在)		
支給開始年齢	公務部門 EPF	原則55歳 同上		
給付の構造	公務部門 EPF	年金 $1/600 \times \text{在職月数} \times \text{最終給与}$ (ただし, 在職月数は300ヶ月までしかカウントされない) 一時金 $0.075 \times \text{在職月数} \times \text{最終給与}$ 拠出金の元利合計 (有期年金化可能)		
所得再分配	公務部門 EPF	あり なし		
国庫負担	公務部門 EPF	あり 原則なし		
年金制度における最低保障	公務部門 EPF	あり あり (ただし, 一定の制約がある)		
無年金者への措置	血縁・地縁による相互扶助のほか, 宗教的福祉基金等が存在。			
公的年金と私的年金	大企業や外資系企業を中心に私的年金が存在すると推察される。			
国民に対する個人年金情報の提供	不明			

マレーシアの老齢所得保障制度¹

菅谷広宣（岐阜経済大学教授）

1. 制度体系の概要

マレーシアの老齢所得保障制度には、公務部門の年金と民間部門のプロビデント・ファンド（EPF = Employees Provident Fund）とがある。社会保障全般に範囲を広げると、民間部門には労災・障害・遺族をカバーする社会保険制度（SOCSSO = Social Security Organizationが運営）があるが、これらのリスクに対して、公務部門には別個の制度が存在する。他方、公務部門の人々には原則として無料の医療サービスが提供されており、多くの発展途上国と同様、社会保障における公務部門の優遇をみとることができる。

以下では、こうしたマレーシアの社会保障体系のなかで、公務部門の年金とEPFに焦点を当てていく。

2. 沿革

まず公務部門の年金についてであるが、これが最初に導入された時期を示す記録はない。イギリス植民地下の連邦立法会議（Federal Legislative Council）の委員会レポートによれば、1875年になって創設されたと推測されている。これは、その時期以前に制度が存在したという記録がないためである（Doling and Omar, 2000, p.74）。現行制度の起源は、1951年の政府年金法のもとで創設されたものであり、現在は1980年の年金法（Act 227）と、法定機関および地方自治体年金法（Act 239）とを基本法として、制度が運営されている。

つぎにEPFについてであるが、この制度はイギリス植民地時代の1951年に法制化され、翌52年に導入された。これ以前、主要なゴム園の所有者は、労働者のために簡素な貯蓄の仕組みを、老齢期の保護と保障の一形態として、つくりはじめていた。拠出率は一律ではなかったが、こうした退職準備の仕組みは、ゴム園のあいだだけでなく、錫鉱山においても流行するようになった。こうした状況下で、強制貯蓄制度の導入ということが、当時の労働局によって1949年に初めて議論された。それから間もなく、労使の利害を代表する合同賃金審議会は、労働者の

利益を守るために国家的貯蓄制度を導入する時期が来たと考えるようになった（Ibrahim and Jaafar, n.d., p.9）。

EPFの創設を促した要因として、労働組合の過激な活動や共産党の武力蜂起も重要であった。労組は賃金引上げと、よりよい福祉制度を使用者と政府に要求していた。そして、第二次世界大戦終戦直後から、ストライキや労働者の集会が日常的に起こるようになった。そのピークは1947年初頭であり、ゴム園労働者による全国規模のストとデモが発生した。イギリス人経営者や経営者よりの被用者が襲われ、殺人にいたるケースもみられた（Doling and Omar, 2000, p.41）。他方、この頃のマラヤでは、1948年2月に発効した連邦協定の内容がマレー系住民に有利であるとして、非マレー系の最大グループである中国系住民が反発し、それはマラヤ共産党の武力蜂起として現れた。1948年6月に、植民地政府はマラヤ全土に非常事態宣言を布告した（池端・生田, 1977, pp.319-326）。

こうしたことから、植民地政府は労働者基金の創設を、国民に安心感を与えるために重要な手段とみていた。そして、1951年10月にEPF法がマラヤ連邦立法会議で成立した。国家によるプロビデント・ファンドとしては、こんにちの世界でも最も古いものとして、EPFは1952年8月に拠出金の徴収を開始した（Ibrahim and Jaafar, n.d., p.10）。また、この頃には、労働者災害補償令（1952年）や雇用令（1955年）といった労働者保護のための法令も整備されたが、これらもEPFの創設と同様の文脈でとらえることができる。このようにして誕生したEPFは、労働者にとって公的な所得保障制度の中心をなすとともに、後述のように政府にとって開発資金の重要な調達源にもなった。

ところで、1948年の連邦協定では、当時半島部の九つのマレー諸州とペナン・マラッカが連邦を形成する一方で、シンガポールは独立した植民地としてとどまることとされていた。したがって、EPFはシンガポールには適用されず、同地では1953年のCPF（Central Provident Fund）法令成立、55年の同法令施行を待つことになる。また、ボルネオ島のサバとサラワク（東マレーシア）では、1969年にEPFの運用が開始された。そして、半島部と東マ

レーシアのEPFは1977年5月に合併し (Ibrahim and Jaafar, n.d., pp.17-18 ; アジズ, 2000, p.19), 現在に至っている。

3. 制度の特色

まず、公務部門の年金は、常勤の公務員および法定団体の職員を対象とし、具体的には以下を含む(第2条²⁾)。司法当局の職員、連邦政府の一般公務員、警察官、国鉄職員、学校職員、連邦政府および一つ以上の州の公益事業、各州の行政職員、議会職員、その他国王が適当と認めた者。なお、所定の要件を満たす臨時職員の場合には、常勤職員の年金と退職金の4分の3が支給される(第24条)。また、1991年および92年の法改正(Act A793, Act A823)により、以後採用される公務員等はEPFと公務部門の年金のどちらかを選択することができる(第6A条)。しかし、EPFと公務部門の年金の内容を比較した場合、有利なのは明らかに後者であり、現実に前者を選択する者がいるかどうかは疑わしい。

つぎにEPFについてであるが、対象者は制度創設時のゴム園および錫鉱山の労働者から順次拡大し、現在は民間被用者全般のほか、年金の受給資格がない公務部門の被用者(臨時雇用やパートタイマー等)を強制加入としている。また、家事使用人や自営業者、外国人労働者、年金の受給資格がある公務部門の被用者は任意加入となっている(EPF1991年改正法第2条および附則第1条)。なお、EPFは単に老齢時の所得保障制度であるだけでなく、後述するように医療費等の支払いに充てる勘定を有する点に特色があり、この点はシンガポールのCPFに類似している。

4. 給付算定方式と受給要件

公務部門では、退職年金として最終給与の20%~50%が、在職期間に応じて支給され、1981年からは賃金スライド制が導入されている。基本となる計算式は $1/600 \times \text{在職月数} \times \text{最終給与}$ であるが、在職月数は30ヶ月までしかカウントされない。退職金としては、在職月数に最終給与をかけ、その7.5%が支給される(Pension Regulation 1980 Sec.4)。なお、年金が支給される退職事由はつぎの通りである(第10~12A条)。

*定年の55歳に達すること。ただし、この定年年齢は上下院の職員には適用されない。

*医学上の理由(障害状態) *部署の廃止 *省庁の再編 *公共の利益 *マレーシア以外の国籍の取得 *国益 *公共サービスの利益 *40歳以降の選択定年 *政府の同意による他の組織(政府系であるかどうかは問わない)への異動

これらのうち選択定年の場合、年金は45歳または50歳からの支給となる。前者は、女性、一定階級以下の消防士・警察官・刑務所員、および精神病院の男性看護師、後者は男性で前者に上げた職種を除く人々に適用される。他の組織への異動の場合は、男性50歳、女性45歳以前の異動ではこれらの年齢に達したとき、これらの年齢以降の異動では55歳に達したときに年金は支給される、また、これらの年齢に達する前に死亡したときには、遺族年金が支給される。

他方、EPFについて述べると、拠出金はつぎの三つないし四つの個別勘定に振り分けられる。それぞれの条件下で引き出される積立金は非課税である(Ibrahim and Jaafar, n.d., p.31)。ちなみに2007年には、積立金総額の6.9%に相当する約213億900万リンギット³が引き出された(KWSP, 2008, p.105)。

1)勘定I この勘定は主に55歳以降の老齢保障の役割を担っており、拠出金の60%がここに積み立てられる。そして55歳になると、積立金と運用益の合計が、一時払い、毎月均等払い、または両者の組み合わせで引き出される。ただし、55歳になる以前でも、一定の条件で投資目的に積立金を引き出すことができる。それは、5万リンギット以上の残高がある場合、5万リンギットを超えた部分の20%までを認可された資金運用機関に投資できるというものである(加入者投資制度)。

2)勘定II この勘定には拠出金の30%が割り当てられる。積立金は、50歳になったとき退職をしていなくても引き出すことができる。また、年齢にかかわらず、住宅の購入や加入者自身または子どもの教育費、パーソナル・コンピューターの購入のために引き出すことができる。こうした勘定IIは、1980年の法改正で創設された。

3)勘定III この勘定には拠出金の10%が積み立てら

れ、EPF理事会によって指定された重篤な疾病の治療費（家族にも適用）に積立金を使用することができる。1994年の法改正で創設された。ただし、この勘定への積立金は、医療費に比べて少なすぎるのが現状である（Doling and Omar, 2000, p.45）。

4)勘定IV 加入者は55歳になるまで、勘定Iにある積立金のうち最大50%までを、任意でここに置くことができる。そして55歳になったとき、この勘定に2万4,000リンギット以上の積立金がある場合には、55歳から75歳まで、月額100リンギットの最低保障年金を受け取ることができる。

以上が四つの勘定の内容である。それぞれには上記のような引き出し要件が定められているが、加入者が死亡した場合、および障害を負って働くことができなくなった場合には、運用益を含むすべての勘定の残高、および2,000リンギットの付加給付が遺族または本人に支払われる。なお、これらはSOCSSOからの給付に上乘せされる。

5. 負担、財源

公務部門の年金の財源は、受給権者の勤務する公共機関が、給与の17.5%を拠出する（第12B条）とされており、公務員等は自身で拠出をしていない。

他方、EPFは労使からの拠出率を各々5%、計10%としてスタートした。ただし、1954年の法改正で、労使いずれかの意向によって、この率に上乘せした拠出が認められるようになった（Ibrahim and Jaafar, n.d.,p.13）。その後1977年からは、使用者は労働者よりも高い率で拠出しなければならないこととなり、拠出率の下限も労使各6%、7%に引き上げられた（Ibrahim and Jaafar, n.d., p.22）。その後この比率は数次の改定を経て、2004年6月より各11%、12%、2009年1月からは各8%、12%となっている。なお、毎年の拠出金は増加を続け、2008年には約345億4,300万リンギットが集められた⁴。また、労働者側はEPFへの拠出金と生命保険の保険料を合わせ、年間5,000リンギットまでは課税所得からの控除を受けられる。また、使用者側も19%までのEFP拠出金に対し、非課税措置を受けることができる（Ibrahim and Jaafar, n.d.,p.31）。

6. 財政方式、積立金の管理運用

ここでは公務部門の年金についての情報が得られていないので、EPFに限定して記述する。まず、EPFは基本的には拠出建ての制度であるが、積立金の運用益は非課税であり、積立金の運用利回りには、2.5%の最低保障利率がある（Ibrahim and Jaafar, n.d.,p.31）。また、EPFでは上記のような拠出率の引上げや対象者の拡大により、毎年の拠出金および積立金の総額は飛躍的に拡大し、2008年末の積立金累積額は約3,446億4,000万リンギットとなった⁵。これは同年のGDP（暫定値）の約47%という莫大なものである。マレーシア政府は、1970年代以降の公企業主体の開発政策において、開発国債の発行により財源を調達したが、その際にEPFは開発国債を引き受けることにより、重要な財源を提供した（チョウ、2001）。

7. 制度の企画、運営体制

ここでも公務部門の年金についての情報が得られていないので、EPFに限定して記述する。EPFは、拠出金の徴収、積立金の運用、積立金引出し時の業務を行っているが、その運営について議会への報告義務をもつ特殊会社である。所轄官庁は財務省であるが、その運営にかかわる意思決定は、EPF理事会によって行われている。理事会は政労使代表と国際金融や会計の専門家によって構成されている。この理事会のもとに、中央銀行と財務省の専門家からなる投資委員会が設置されており、積立金の運用はEPF内外のファンド・マネージャーに委託されている（駒村、2003, p.204）。

8. 最近の議論や検討の動向、課題

最近のマレーシアでは、社会保障の制度改革に関する議論や検討が行われているという話は伝わってきていない。したがって、ここではEPFを中心に、その諸課題について述べていきたい。

まず、2008年現在、EPFに拠出金を納入している被用者（Active Members）は約570万人で、これは加入している被用者全体の47.26%にすぎない。したがって、まずもって拠出金の徴収強化は、EPFの大きな課題である。他方、任意加入である自営業

者等のうち、拠出金を納めている加入者は2008年に4万6,477人であった⁶。ちなみに、同年の労働力人口は、およそ1,102万8,100人と推計されている⁷。

つぎに、54歳時点のEPF加入者の積立金平均残高を男女別にみると、拠出をしている者で男性13万8,895.48リンギット、女性8万4,955.62リンギット、拠出をしていない者も含めた全加入者の平均では男性12万1,163.53リンギット、女性2万573.79リンギットとなっている(KWSP, 2008, p.101)。55歳時の平均余命は、2007年時点で男性21.4年、女性24.1年と推計されている(JPM, 2008a, p.48)が、これを勘案するまでもなく、EPFは老後の所得保障としてはまったく不十分なものといえる。

ところで、1990年代以降マレーシア政府は、開発を推進するために創設してきた多数の公企業を民営化するようになった。そうした民営化時代に対応して、EPFや商業銀行の投資規制が緩和された。両者は民間企業に対する資本供給機関として位置付けられ、EPFは機関投資家として、商業銀行は長期産業金融機関として再編された。こうして現在では、EPFの政府開発財源としての性格は大きく変わり、むしろ膨大な年金資産を国民福祉の本来の目的に照らしていかに運用するかが重要な課題になっている(チョウ, 2001)。とはいえ、2005年までは、EPF積立金投資のなかで政府発行有価証券がもっとも大きな割合を占めており、政府発行有価証券の最大の引き受け手もEPF積立金であった⁸。

最後に、民間部門の医療保障に目を向けると、そのための十分な制度がマレーシアでは確立されていない。上記のようにEPFには医療費の支払いに充てるための勘定が設けられているが、この勘定の積立金は、実際にかかる医療費に比べて小さすぎるのが現状である。したがって、この点での改革もマレーシアの社会保障にとって、大きな課題である⁹。

.....
 <注>

- ¹ マレーシアの民間部門には公的年金制度がないため、このようなタイトルにした。
- ² 特に断りのない限り、このような記述は当該事項の根拠となるAct 227の条項を示す。
- ³ マレーシアの通貨単位はリンギットであり、2009年10月1日午後1時現在における銀行間取引の中値は、1リンギット=25.945円であった。
- ⁴ EPFのウェブサイト (<http://www.kwsp.gov.my/>) より、2009年6月4日にデータを取得した。
- ⁵ 同上
- ⁶ 同上
- ⁷ マレーシア統計局のウェブサイト (<http://www.statistics.gov.my/>) より、2009年6月4日にデータを取得。
- ⁸ 注4に同じ
- ⁹ 詳細は菅谷(2009)を参照。

<参考文献>

- * Doling, John and Roziah Omar eds. (2000) *Social Welfare East and West: Britain and Malaysia*. Ashgate.
- * JPM (2008a) *Buku Tahunan Perangkaan 2007 [Yearbook of Statistics Malaysia 2007]*. Jabatan Perangkaan Malaysia [Department of Statistics, Malaysia].
- * Ibrahim, Rusma and Nik Affendi Jaafar (n.d.) *The EPF Yesterday, Today, Tomorrow*. Kumpulan Wang Simpanan Pekerja [Employee Provident Fund].
- * KWSP (2008) *Laporan Tahunan 2007 [Annual Report 2007]*. Kumpulan Wang Simpanan Pekerja [Employee Provident Fund].
- * 池端雪浦・生田滋 (1977) 『東南アジア現代史II フィリピン・マレーシア・シンガポール』, 山川出版社。
- * 駒村康平 (2003) 「シンガポール・マレーシアの社会保障」, 広井良典・駒村康平編, 『アジアの社会保障』, 東京大学出版会, 第6章。
- * 菅谷広宣 (2009) 「マレーシアに社会保障制度は存在するのか」『賃金と社会保障』No.1496。
- * チェウ・ジン・エン (2001) 「マレーシアの工業化と開発財政: 被雇用者年金基金の役割を中心に」, 『証券経済研究』第33号。